

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2020-39772(P2020-39772A)

【公開日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-011

【出願番号】特願2018-171377(P2018-171377)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/47 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/47 3 0 0

A 6 1 F 13/47 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

トップシート2は、液を透過する性質を有するものであり、例えば、有孔又は無孔の不織布や、多孔性プラスチックシートなどを例示することができる。不織布は特に限定されるものではない。例えば、不織布の構成纖維としては、ポリエチレン又はポリプロピレン等のオレフィン系、ポリエステル系、ポリアミド系等の合成纖維（単成分纖維の他、芯鞘等の複合纖維も含む）の他、レーヨンやキュプラ等の再生纖維、綿等の天然纖維等、特に限定なく選択することができ、これらを混合して用いることもできる。不織布の柔軟性を高めるために、構成纖維を捲縮纖維とするのは好ましい。また、不織布の構成纖維は、親水性纖維（親水化剤により親水性となつたものを含む）であっても、疎水性纖維若しくは撥水性纖維（撥水剤により撥水性となつた撥水性纖維を含む）であってもよい。また、不織布は一般に纖維の長さや、シート形成方法、纖維結合方法、積層構造により、短纖維不織布、長纖維不織布、スパンボンド不織布、メルトブローン不織布、スパンレース不織布、サーマルボンド（エアスルー）不織布、ニードルパンチ不織布、ポイントボンド不織布、積層不織布（スパンボンド層間にメルトブローン層を挟んだSMS不織布、SMMSS不織布等）等に分類されるが、これらのどの不織布も、トップシート2に用いることができる。トップシート2に不織布を用いる場合、その目付けや厚みは特に限定されるものではないが、通常の場合、目付けは10～35g/m<sup>2</sup>程度、厚みは1.0～2.5mm程度のものを用いることができる。トップシート2としては、サーマルボンド法により纖維が結合された短纖維不織布が好ましく、KES摩擦感テスターにより測定される平均摩擦係数(MIU)が0.2以下であることが好ましい。